

大久野小学校 P T A 会則

第1章 総則

第1条 名称及び事務所

本会は、大久野小学校 P T A と称し、事務所を同校内に置く。

第2条 会員

本会は、本校に在学する児童の父母またはこれにかわる者と教職員（以下「会員」という。）で構成する。

第3条 目的

本会は、会員が協力して児童の健全な成長のための環境づくりをし、合わせて会員の教養の向上と親睦を図ることを目的とする。

第4条 方針

本会は、次の方針に基づき活動を行う。

- 1 学年 P T A を活動の基本とし、さらに地区 P T A ・イベント部活動をすすめる。
- 2 みんなで考え、みんなで力を合わせて民主的に運営する。
- 3 政治的、宗教的、営利的活動は行わない。

第5条 活動

第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 児童の生活・教育環境の整備に関すること。
- 2 会員の教養の向上と親睦に関すること。
- 3 慶弔に関すること。
- 4 その他、目的達成のために必要なこと。

第2章 機関

第6条 総会

- 1 総会は最高の議決機関であり、全会員で構成する。
- 2 総会は定期総会と臨時総会とする。
- 3 定期総会は毎年開催し、次の事項を審議決定する。
 - (1) 活動報告及び決算報告について。
 - (2) 活動方針及び予算について。
 - (3) 役員について。
 - (4) その他必要事項について。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の6分の1以上の要求があったとき開催する。

第7条 運営委員会

- 1 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、役員・学年レクリエーション委員長・地区委員長・イベント部長で構成する。
- 2 運営委員会は定期的開催し、会長が必要と認めたとき又は構成員の6分の1以上の要求があったとき、臨時に開催する。
- 3 運営委員会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 具体的活動に関すること。
 - (2) 本部・学年PTA・地区PTA・イベント部との連絡調整に関すること。
 - (3) 総会議案及び資料の作成に関すること。
 - (4) その他必要事項。

第8条 本部

- 1 本部は、本会の常務を行う機関であり、役員で構成する。
- 2 会長が必要と認めたとき、又は構成員から要求があったとき、役員会を開催する。
- 3 役員会は運営委員会の議事を準備すると共に、その他の常務を行うに必要な事項を審議する。

第9条 学年PTA

学年PTAは、学年を中心とした活動を行う。

名称：学年レクリエーション委員（以下「学年レク」と称する）

同一学年の委員で構成し、学年代表が必要に応じ招集し、活動について審議する。

第10条 地区PTA

地区PTAは、地区を中心とした活動を行う。

- (1) 地区委員会 各地区委員で構成し、地区委員長が必要に応じ招集し、地区PTA活動を計画しすすめる。
- (2) 地区委員長会 地区委員長で構成し、地区委員長代表が必要に応じ招集し、各地区間の連絡調整を行う。

第11条 イベント部

イベント部は、PTA活動において会員の希望を生かし、教養の向上と親睦を図る活動を行う。

第12条 特別委員会

- 1 特別委員会は、特別な事項について審議する機関であり、総会又は運営委員会が必要と認めたとき設置することができる。
- 2 特別委員会の構成は、運営委員会で決定する。

第13条 選考委員会

- 1 選考委員会は、役員及び会計監査委員を選考する機関であり、役員及び会計監査委員候補者を決定し総会に提案する。

2 選考委員会の構成及び役員・会計監査委員の選考方法は別に定める規程による。

第3章 役員及び委員

第14条 役員及び役員の任務

役員及び役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長（1名）本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長（3名 内教職員1名）会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- (3) 会計（3名 内教職員1名）会計の出納に関する事務を行う。
- (4) 庶務（3名 内教職員1名）会議の記録、通信事務等庶務を行う。

第15条 委員及び委員の任務

委員及び委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 学年レク委員 学年活動を計画実施する。
- (2) 地区委員 地区活動を計画実施する。
- (3) イベント部員 親睦活動等を計画実施する。

第16条 役員及び委員の選出

役員及び委員の選出は次の方法による。

- (1) 役員 選考委員会において選考し、総会で承認を受ける。
- (2) 学年レク委員 各学年毎に2名選出する。
- (3) 地区委員 各地区毎に若干名選出し、互選により正副地区委員長を選出する。地区委員長は、互選により地区委員長正副代表を選出する。
- (4) イベント部員 各学年より1名以上選出し、互選により部長を選出する。また、教職員より若干名選出する。

第17条 役員及び委員の任期

役員及び委員の任期は原則2年とする。ただし再任は妨げない。

第4章 会議（オンライン、書面開催も含む）

第18条 会議の成立

総会は会員数の4分の1以上、委員会・部会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

第19条 会議の招集

総会・運営委員会・役員会は会長が、その他の委員会・部会はそれぞれ委員長（委員長代表）・部長が招集する。

第20条 総会の議長

総会の議長はその都度会員の中から選出する。

第 21 条 議決・承認

総会及び運営委員会の議事は、出席者の2分の1以上の賛成をもって議決される。

第 22 条 会議録

総会及び運営委員会の記録は庶務が行い、保管する。

第 5 章 会 計

第 23 条 経 費

本会の経費は、会費その他の収入をもってこれに当てる。

第 24 条 会 費

会費は、世帯当たり月額250円とする。

第 25 条 旅 費

会員が会務のため出張する場合の旅費は、別に定める規程による。

第 26 条 会計年度

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 会計監査

第 27 条 会計監査委員

本会の会計を監査するため、会計監査委員を2名置く。

第 28 条 会計監査

会計監査委員は会計年度中に1回以上経理内容について監査し、総会に報告しなければならない。

第 29 条 会計監査委員の選出

会計監査委員は選考委員会において選考し、総会で承認を受ける。

第 30 条 会計監査委員の任期

会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第 7 章 会則の改廃及び規程

第 31 条 会則の改廃

会則の改廃は、運営委員会の議決を経て、総会で承認されなければならない。

第 32 条 規 程

本会則の履行上必要な規程は、運営委員会の承認を得て別に定めることができる。

(付 則) この会則は、昭和24年4月1日より施行する。

昭和26年	5月12日	改正	平成15年	2月19日	改正
昭和35年	4月30日	改正	令和5年	5月16日	改正
昭和38年	5月18日	改正	令和6年	3月18日	改正
昭和40年	5月1日	改正			
昭和44年	5月1日	改正			
昭和51年	5月16日	改正			
昭和52年	5月8日	改正			
昭和57年	5月9日	改正			
昭和58年	5月8日	改正			
昭和61年	5月11日	改正			
昭和62年	5月10日	改正			
昭和63年	5月8日	改正			
平成2年	2月25日	改正			
平成4年	5月23日	改正			
平成5年	5月15日	改正			